

開志専門職大学 学生の懲戒に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学生の懲戒の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類および意義)

第2条 開志専門職大学学則第47条に規定する退学、停学、訓告とは、それぞれ次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することをいう。
- (3) 訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭または文書により注意することをいう。

2 停学の期間は、無期および有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは6ヵ月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 無期の停学の場合、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。ただし、当該解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6ヵ月以内とすることができない。

(厳重注意)

第3条 前条に定めるもののほか、必要と認めたときは、当該学生に対し、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を厳重に注意することをいう。

3 厳重注意は、口頭または文書により行うものとする。

(自宅謹慎)

第4条 学長は、その行為が第2条第1号または第2号の懲戒に該当することが明白である場合には、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の規定により自宅謹慎を命じた場合で、懲戒処分が停学となったときは、当該自宅謹慎期間を停学期間に通算するものとする。

(退学の基準)

第5条 学生が、開志専門職大学学則第47条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (2) 学内または学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (3) 本学の規則等または命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

2 通算 GPA が 1.0 未満である学生については、学生委員会の指名した教員と面談を行い、学修状況および改善の可能性について検討するものとする。

3 前項の面談の結果、学修意欲が著しく欠如している、または学業の継続が困難であると判断された場合には、所定の懲戒手続きとは別に、教授会の議を経て、学長が当該学生に対し退学を勧告することがある。

(停学の基準)

第6条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内または学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等または命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で悪質と判断された場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合で悪質と判断された場合

2 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他休業日を含むものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命じることができる。

- (1) 学内または学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等または命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において監督者の注意または指示に従わなかった場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合

(悪質性および重大性の判断)

第8条 第5条および第6条において悪質と判断するときは、当該学生の主観的態様、当該行為の性質、当該行為に至る動機等を勘案の上判断するものとする。

2 第5条および第6条において重大と判断するときは、当該行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。ただし、当該行為による被害が物的被害に留まる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。

(懲戒の標準)

第9条 懲戒の標準は、別表左欄に掲げる行為の区分および同表中欄に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

(試験等の無効)

第10条 第5条第4号、第6条第1項第4号または第7条第3号および第4号に規定する行為を行った学生に対しては、開志専門職大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則の定めるところにより、不正行為を行った試験等を無効とする。

2 学外実習において第5条第5号、第6条第1項第5号又は第7条第5号に規定する行為を行った学生に対しては、開志専門職大学履修規程の定めるところにより、当該行為を行った実習を無効とする。

(停学の期間における措置)

第11条 当該学生の停学の期間中、当該学生の所属する学科等は、当該学生に対して面談等の教育的指導を行うものとする。

2 当該学生の停学の期間中、当該学生は、新たな履修登録の手続きを行うことができない。

3 当該学生の停学の期間中、当該学生は、本学または他の大学に入学を志願することができない。

4 停学期間は、在学期間には算入しない。ただし、2ヵ月以内の停学の場合に限り、この期間を在学期間に算入するものとする。

(その他)

第12条 懲戒処分を受けた者は、処分について学籍簿に記録として残すこととする。

2 懲戒処分を受けた者が本学奨学生制度の奨学生であった場合、ただちにその資格を失うものとする。

(雑則)

第13条 この基準に定めるものの他、学生の懲戒基準に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、総務会が別に定める。

(事務)

第14条 事務は、事務局学務課が行う。

(改廃)

第15条 この基準の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この基準は、2020年4月1日から施行する。

2 この基準は、2025年8月1日から施行する。

別表（第9条関係）

懲戒の標準

区分	行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶暴な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学または停学
	薬物犯罪行為	退学または停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学または訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為、その他迷惑行為を含む。）	退学、停学または訓告
	ストーカー行為	退学、停学または訓告
	コンピュータまたはネットワークの不正使用で悪質な場合	退学または停学
	コンピュータまたはネットワークの不正使用	停学または訓告
交通事故	死亡または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学または停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学または訓告
	死亡または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学または訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学または停学
	本学が実施する試験等における不正行為でカンニング等の不正行為	停学または訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	本学が実施する試験等における不正行為で処分を受けたものが、再度不正行為を行った場合	退学または停学
情報倫理	名誉棄損、人権侵害、誹謗中傷に関する行為	退学、停学または訓告
	公序良俗に反する行為	退学、停学または訓告
	個人のプライバシーおよび肖像権を侵害する行為	退学、停学または訓告
	学外実習における個人情報保護に関する規程および学外実習における個人情報保護に関する方針に基づいて学科により行われる教育・指導に反する行為	退学、停学または訓告
	担当教員の承諾を得ず、無断で授業（演習や実習を含む）を録音・撮影する行為および無断で録音・撮影された音声・画像・動画の情報発信を行う行為	退学、停学または訓告
	その他、法令または社会的通念に反する情報発信	退学、停学または訓告
その他の行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学または訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	退学、停学又または訓告
	本学が管理する建物または器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学または訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又または訓告
	ハラスメントに当たる行為	退学、停学または訓告